
2022 年度過労死等の労災補償状況公表

脳・心臓疾患、精神障害ともに、請求件数増加

厚生労働省は2023年6月30日、2022年度の過労死等にかかる労災補償状況（https://www.mhlw.go.jp/stf/new-page_33879.html）を公表した。

脳・心臓疾患の労災補償状況では、請求件数803件、決定件数509件、うち支給決定件数は194件で認定率は38.1%だった。

精神障害の労災補償状況は、請求件数2683件決定件数1986件、うち支給決定件数は710件で、認定率は35.8%だった。

2020年、2021年度は、新型コロナウイルス感染症に関連する過労死事案が、脳・心臓疾患、精神障害それぞれ件数のみではあるが公表され、その件数は2021年の脳・心臓疾患事案が8件中2件の認定、2020年に精神障害事案7件中認定は0件というものだった。

しかし、今回のプレス発表では記載がない。

先日、毎日新聞が、介護施設内でクラスターが発生し、事務職であるにも関わらず、職員不足のために介護や遺体の移動などをさせられた職員が、うつ病を発症して労災認定されたと報じた。このような事案は感染者が急増したときや、医療機関や介護施設などでクラスターが多発した時期には、

多くあったはずである。

にもかかわらず、厚生労働省はカウントするのはやめたようだ。

今年に秋ごろには改定される予定の、精神障害の労災認定基準では、心理的負荷評価表の出来事に「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」という項目を新設する。今回報道された事案は、この項目で判断される可能性が高い。

脳・心臓疾患 基準改正で認定件数増

脳・心臓疾患の労災認定状況について見ていこう。

公表された表1-1の通り、請求件数は2021年度より50件増加で803件、決定件数は16件減の509件、そのうち支給決定件数は194件で22件増加した。これら件数のうち、死亡ケースは、請求件数218件、決定件数139件、支給決定件数54件だった。

認定率は38.1%で、決定件数は減少したが支給決定件数は増加したことにより、5.3%上がった。2020年に認定率が29.2%まで下がったが、そこからは少しずつ上がっている。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
脳・心臓疾患	請求件数	877 (118)	936 (121)	784 (105)	753 (124)	803 (125)
	決定件数 ^{注2}	689 (82)	684 (78)	665 (88)	525 (67)	509 (84)
	うち支給決定件数 ^{注3}	238 (9)	216 (10)	194 (14)	172 (9)	194 (18)
	[認定率] ^{注5}	[34.5%] (11.0%)	[31.6%] (12.8%)	[29.2%] (15.9%)	[32.8%] (13.4%)	[38.1%] (21.4%)
うち死亡	請求件数	254 (18)	253 (18)	205 (18)	173 (17)	218 (15)
	決定件数	217 (15)	238 (17)	211 (17)	169 (11)	139 (19)
	うち支給決定件数	82 (2)	86 (2)	67 (4)	57 (1)	54 (7)
	[認定率]	[37.8%] (13.3%)	[36.1%] (11.8%)	[31.8%] (23.5%)	[33.7%] (9.1%)	[38.8%] (36.8%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況^{注6}

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
脳・心臓疾患	支給決定件数 ^{注7}	8 (1)	8 (1)	6 (1)	15 (0)	9 (0)
	うち死亡	2 (0)	6 (1)	3 (1)	5 (0)	6 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。
- 注 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
- 注 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
- 注 4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。
- 注 5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
- 注 6 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
- 注 7 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
- 注 8 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

脳・心臓疾患の労災認定基準は、2021年9月に改正され、「長時間の過重業務」について、時間外労働時間が月に100時間、あるいは月平均80時間に至らないが、それに近い場合に、労働時間以外の負荷要因も評価対象として、総合評価するとした。

2021年半ばの改正だったので、2022年についてはすべてこの改正基準で判断されたことになり、その影響も考えられるだろう。後ほど、時間外労働時間別表で見よう。

業種別では支給決定件数が多い順に1位「運輸業・郵便業」支給決定件数56件（請求件数172件・決定件数111件）、2位「建設業」支給30件（請求93件・決定69件）、

3位「卸売業・小売業」支給26件（請求116件・決定78件）で、「卸売業・小売業」が請求・決定件数は「建設業」より多いが、支給件数では「建設業」の方が多くなっている。2021年の支給件数が17件だったので、13件増加している。全体で22件増加したうちの13件が「建設業」ということになる。また「運輸業・郵便業」と「建設業」は認定率が高く、それぞれ50.4%と43.4%である。「卸売業・小売業」については33.3%であり高くはない。これは毎年の傾向である。4位「宿泊業・飲食サービス業」支給19件（請求56件・決定29件）で、こちらも請求で14件、決定16件、支給件数は12件も増加している。5位「医

療・福祉」支給14件（請求77件・決定62件）、同じく5位「製造業」支給14件（請求72件・決定41件）となっている。「医療・福祉」は前年より支給件数が8件増加したが、「製造業」では9件減少している。請求・決定件数も減少している。また、気になるのは、「医療・福祉」は62件決定があっても支給は14件で認定率はたったの22.5%と低い。業種によって、認定率の差が大きいのが現状である。

職種別では、支給件数の最も多いのは「輸送・機械運転従事者」で支給決定件数57件（請求件数155件・決定件数112件）、請求・決定件数ともにダントツに件数が多い。2位「専門的・技術的職業従事者」で支給27件（請求85件・決定75件）、同じく2位「サービス職業従事者」で支給27件（請求130件・決定64件）、3位「管理的職業従事者」支給19件（請求48件・決定41件）、同じく3位「販売従事者」支給19件（請求92件・決定48件）となっている。

年齢別では順位は変わらず、50～59歳の支給決定件数が67件、40～49歳が58件、65歳以上が49件、30～39歳が18件となっている。しかし、60歳以上の件数は前年に比べて13件、30～39歳は9件増加した。決定件数は60歳以上が5件、30～39歳は2件増えただけなので、支給件数の増加割合が高いことになる。

時間外労働時間別のデータを見てみよう。

認定基準に該当する80～100時間未満の支給決定件数がいつも一番多く、49

件だったが、今回は60～80時間未満の件数も同じく49件で前年に比べて、20件増加した。

やはり認定基準の改正で、80時間未満であってもほかの負荷要因を加味して認定となったケースが増加したのではないかと思われる。

その他として、「短時間の過重業務・異常な出来事」で認定された件数も記載されており、2022年度は26件で、前年比10件増だった。やはり改正で短期間の過重業務も連続1週間の深夜勤務などを過度な長時間労働と例示しており、その影響があった可能性がある。

改正で認定されるケースが増えたのなら喜ばしいことだ。

多いハラスメント事案

精神障害の労災補償状況は、請求件数が2683件で前年度より337件増加、決定件数は1986件で33件増、支給決定件数は710件で81件増加した。うち自殺事案は請求183件、決定155件、支給67件で決定・支給件数ともに12件減少した。（表2-1）

請求件数は変わらず右肩上がりで、決定件数・支給件数も増加しているが、認定率は35.8%と2.6%増加したものの、あまり変わらず低い。

まず、業種別の件数を見てみる。

支給決定件数の多い順で、1位は「医療・福祉」164件（請求件数624件・決定件数474件）、2位「製造業」支給104

表2-1 精神障害の労災補償状況

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害	請求件数		1820 (788)	2060 (952)	2051 (999)	2346 (1185)	2683 (1301)
	決定件数 ^{注2}		1461 (582)	1586 (688)	1906 (887)	1953 (985)	1986 (966)
	うち支給決定件数 ^{注3}		465 (163)	509 (179)	608 (256)	629 (277)	710 (317)
	[認定率] ^{注5}		[31.8%] (28.0%)	[32.1%] (26.0%)	[31.9%] (28.9%)	[32.2%] (28.1%)	[35.8%] (32.8%)
うち自殺 ^{注6}	請求件数		200 (22)	202 (16)	155 (20)	171 (15)	183 (29)
	決定件数		199 (21)	185 (17)	179 (17)	167 (20)	155 (20)
	うち支給決定件数		76 (4)	88 (4)	81 (4)	79 (4)	67 (6)
	[認定率]		[38.2%] (19.0%)	[47.6%] (23.5%)	[45.3%] (23.5%)	[47.3%] (20.0%)	[43.2%] (30.0%)

審査請求事案の取消決定等による支給決定状況^{注7}

区 分		年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害	支給決定件数 ^{注8}		21 (6)	8 (1)	25 (7)	22 (6)	25 (6)
	うち自殺		5 (1)	2 (0)	12 (0)	5 (0)	1 (0)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
- 注 2 決定件数は、当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。
- 注 3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。
- 注 4 複数業務要因災害として決定した事案は、上表における決定件数の外数である。
- 注 5 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。
- 注 6 自殺は、未遂を含む件数である。
- 注 7 審査請求事案の取消決定等とは、審査請求、再審査請求、訴訟により処分取消となったこと等に伴い新たに支給決定した事案である。
- 注 8 審査請求事案の取消決定等による支給決定件数は、上表における支給決定件数の外数である。
- 注 9 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数である。

件（請求 392 件・決定 301 件）、3 位「卸売業・小売業」支給 100 件（請求 383 件・決定 282 件）、4 位「運輸業・郵便業」支給 63 件（請求 246 件・決定 150 件）、5 位「建設業」支給 53 件（請求 158 件・決定 98 件）となっている。「医療・福祉」は前から多かったのであるが、2018 年、2019 年は製造業に続いて 2 番目で 70 件程度であった。それが 2020 年に 2 倍近い 148 件となり「製造業」を抜いて 1 位になった。2021 年 142 件、2022 年 164 件と多い状況が続いている。ちょうど新型コロナウイルス感染症の患者が増加した時期と重なるので、コロナ対応に伴う医療現場の困難な状況や人手不足、長時間労働などを理由とし

た増加の可能性が考えられる。

認定率では、「建設業」54.0%、「宿泊・飲食サービス業」45.1%、「運輸業・郵便業」42.0%が高く、「医療・福祉」34.5%、「製造業」34.5%、「卸売業・小売業」35.4%と比べて高いのは、長時間労働での認定が多いからではないかと思われる。

職種別の支給決定件数で見ると、1 位「専門的技術的職業」支給 175 件（請求件数 699 件・決定件数 499 件）、2 位「事務従事者」支給 109 件、（請求 566 件・結滞 405 件）、3 位「サービス職業従事者」支給 105 件（請求 373 件・決定 293 件）、4 位「販売従事者」支給 87 件（請求 308 件・決定 239 件）、5 位「生産工程従事者」支

給 82 件（請求 251 件・決定 204 件）という順である。「専門的技術的職業従事者」では保健師・助産師・看護師が 46 件、社会福祉専門職業従事者 26 件など医療・福祉の割合が高い。

年齢別の支給決定件数では、40～49 歳が支給決定 213 件で一番多く、次が 20～29 歳で 183 件、3 番目が 30～39 歳で 169 件だった。脳・心臓疾患の支給件数と比べて、若い人の数が多いのは変わっていない。

時間外労働時間別では、支給決定件数 710 件のうち半数の 360 件が、極度の心理的負荷があったり労働時間を調査するまでもなく認定となったケースで、残りのうち、87 件が 20 時間未満の時間外労働であるが認定されている。

出来事別支給決定件数では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」がやはり 1 位で 147 件だった。前年の 125 件から 22 件増加した。2 位は、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」で 89 件。3 位は、「仕

事の内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」で 78 件だった。4 位は、「同僚等から、暴行又はいじめ・嫌がらせを受けた」で 73 件。5 位は「セクシュアルハラスメントを受けた」で 66 件だった。6 位は、「特別な出来事」61 件で、これは極度の負荷や長時間労働によって負荷が「強」と判断されたものだ。このように上位にあたる出来事で分かるように、支給決定件数の 4 割ほどがハラスメントにあたる出来事である。精神障害事案は益々ハラスメントによる請求が増加し、とどまることを知らない。

最後に大阪の認定率だが、2022 年度は 34.5% だった。請求件数 287 件、決定件数 162 件、認定件数は 56 件だった。2021 年度は 36% であったので、少し下がったが、以前のように全国平均の 10% 程低い状態にはもどらず、ほっとしている。

この秋には、精神障害の労災認定基準が改定される予定である。出来事もかなり改定されるので、それが今後どのようになるのか、また注目していく。

ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよひ、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではなく、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自立を促す「NGO 月光仮面」の活動。

緑風出版／四六判上製／328 頁／2400 円





その 37：電動ファン付き呼吸用保護具 (PAPR)

粉じんや化学物資など有害物を体内に取り入れることを防ぐ、最後の砦となるのが呼吸用保護具（マスク）だ。人の五感で感じることのできない微細な有害物をフィルタで取り除き、体内に入り込むことを防ぐ、極めて大事な装置だ。

マスクの保護性能は、フィルタの捕集性能とマスク（面体）と顔の密着性で決まる。どんなに捕集性能が高いフィルタであっても、顔面と面体の間に隙間があると、そこから外気はそのまま入ってくるようになってしまう。

しかし電動ファン付き呼吸用保護具であれば状況は異なる。通常の防じん防毒マスクなら、肺力で外気を吸引するので、面体内が陰圧になるのに対し、電動ファン付きは電動により送気するので、面体内は陽圧になる。つまり仮に隙間ができたとしても外気が直接面体内に入りにくく、有害物も進入しにくくなるわけだ。

また、肺力による吸気による従来のマスクにくらべて、面体内が陽圧に保たれているわけだから、当然に身体負担も軽減されることとなる。

この電動ファン付き呼吸用保護具

（Powered Air Purifying Respirators、「PAPR」）は、法令や通達で後掲のような作業に使用が義務付けられている。また、厚生労働省は防じん用の PAPR について 2014 年に構造規格を定め型式検定の対象としてきたが、防毒用の PAPR についても今年 10 月 1 日より型式検定の対象とすることを決めている。したがって、猶予期間を過ぎる 2026 年 10 月 1 日以降は、型式検定に合格したものだけが使用可能ということになる。

防じんマスク、防毒マスクともに義務付けられた作業でなくとも、PAPR の使用は大いに勧奨されている。たとえば「第 10 次粉じん障害防止総合対策」（2023.3.30）では次のように使用を勧奨する。

「1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクを使用する場合と比べて、一般的に防護係数が高く身体負担が軽減されるなどの観点から、より有効な健康障害防止措置であり、じん肺法第 20 条の 3 の規定により粉じんにさらされる程度を低減させるための措置の一つとして使用すること。」

従来の呼吸用保護具にくらべ、もちろん値段は張る。しかし、作業の快適性は大きくかわるし、何より命には替えられない。最後の砦、保護具は大切だ。

PAPR の使用が義務付けられている作業

○粉じん障害防止規則

ずい道等建設作業のうち「動力を用いて

掘削する場所」、「動力を用いて鉋物等を積み込み又は積み卸す場所」、「コンクリート等を吹き付ける場所」における作業

○石綿障害予防規則

石綿除去作業のうち、「石綿除去作業用マスク区分1」を使用する作業

○通達「ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について」

ナノマテリアルを製造・取り扱う作業

○通達「インジウム・スズ酸化物等の取扱い作業による健康障害防止対策の徹底について」

インジウム・スズ酸化物等の取扱い作業
○通達「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について」

ダイオキシン類等のばく露のおそれのある作業のうち、レベル1に該当する作業

○特定化学物質障害予防規則

リフラクトリーセラミックファイバー等を窯・炉等に張り付ける等の「断熱又は耐火の措置」を講ずる作業、同措置を講じた窯・炉等の「補修」、「解体・破碎等」の作業

電動ファン付き呼吸用保護具の種類



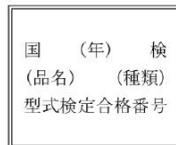
＜型式検定合格標章の例＞

(呼吸用保護具本体用の合格標章)



※本体の合格標章は概ね赤丸(●)部分に貼られています。

(吸収缶及び電動ファン用)



- ▶ 型式検定に合格したものは合格標章が貼られています。
- ▶ 「国(年)検」部分に型式検定に合格した年から有効期間(5年)を過ぎていないかを確認してください。
- ▶ 「品名」部分には、防毒用電動ファン付き呼吸用保護具の場合は「GP」と記載されています。

厚生労働省のリーフレットより

死ぬまで元気です

Vol.61 右田 孝雄



皆さん、こんにちは。お元気ですか？
私は元気ですと言いたいところですが、正直、から元気になっています。なぜなら、先日のCT撮影で衝撃の言葉が主治医から出たからです。

「両肺多発性転移」

中皮腫の腫瘍が右脇腹から少し減ったと思ったら、今度はとうとう両肺に転移しているそうです。しかも多発性というからにはあちこちに。

当初は気丈に笑ってはいたものの、両肺に転移ってどうなの？って感じです。

片肺ならまだもう一つあるって思いますが、両肺はさすがに凹みます。一体この後どうしたらいいのって。周りには気丈に振る舞い、笑顔でたくさんの方々と接してきましたが、土俵際、万事休すという言葉が頭を駆け巡る日々です。

ただ助かっているのは、まだ肺への負担というか違和感などはないというところでどうにか気持ちも踏みとどまっているような気もします。

ここまで来たら、あとは私が選択した好きなことだけを本当にやりたいと思います。誰に遠慮するのも気遣いをしても仕方ないですね。

そう思うと、先月の中皮腫啓発月間で

やっておいてよかったと思うのが、特別企画の「ミギえもん & Dr.ハシモトの『中皮腫のこと教えてください』」でした。私が罹患したときもそうでしたが、これまで多くの患者さんを見てきて、やはり一番最初の確定診断後は誰しも一体この先どうしたらいいのか思い悩み、家族と一緒に奈落の底に落とされた気持ちになりますよね。でもそんな時、ちょっと調べたら、YouTubeで今後の治療のことを分かりやすく説明していて、今後の中皮腫治療の参考になれば、これからの治療に希望を持てる可能性も出てくると思ったんですよね。そしてこうして動画にして残しておくことによって誰でもいつでも見ることができます。つまり、これから中皮腫に罹患された患者さんの一部でもいいので、これを見て救われる方がいらっしやれば作った甲斐があるってもんじゃないですか。

これからは自分の好きなことをやりながら、少しでも他の患者さんのお役に立てればと、無理はしないで、前を向いて行こうと思います。

なかなか難儀な病名を突き付けられてはおりますが、私はやはりまだまだ元気だと思います。

韓国からの ニュース

■「IAEAの結論尊重？政府、日本の環境犯罪の共犯を自任」

民主労総は5日に声明を出し、「今回の報告書には、日本政府がこれまで核汚染水放流を合理化するための主要な根拠となる多核種除去設備（ALPS）の性能に関する検証内容は全く盛り込まれなかった」更に「報告書の導入部には『IAEAと加盟国は、この報告書の使用で発生し得る結果に対してはいかなる責任も負わない』として、法的な責任を負わないという点を明確にした」と批判した。

民主労総は「IAEAは今からでも最終報告書を廃棄し、原子力の平和的な利用によって、世界平和と繁栄に貢献する国際機構としての役割を果たすべきだ」「日本は、IAEA最終報告書の陰に隠れて進めている環境犯罪を直ちに中止すべきだ」と追求した。

更に、「IAEAの結論を尊重する」という韓国政府に対しても、「全人類に対して行う日本政府の環境犯罪に正当性を付与し、これを擁護するという事は、犯罪行為に参加することに他ならない」と話した。

民主労総が3日から15日まで行うゼネストの核心要求にも、「日本の核汚染水海洋投棄中止」が含まれている。民主労総は8日に日本の労働界と一緒に、「日本核汚染水海洋投棄阻止」のための声を挙げる集会を開く予定だ。2023年7月6日 民衆の声 ナム・ソヨン記

■「舌で音を出して、犬を呼ぶように手招き」
「社長が出した問題に間違えたら、20分ひざま

ずく」／会社員33%「パワハラは相変わらず」

「社長が舌で音を出しながら、犬を呼ぶように来いと手招きします。」と会社員のAさん。会社員Bさんの勤労契約書には「賞罰点制度」がある。初めての業務でミスをして、社長の言葉に返事が短くても、社長が出した問題を間違えても、罰点が課せられる。罰点1点当たり20分ずつひざまずいていなければならない。

「職場内いじめ禁止法」（勤労基準法第76条の2・3）施行から四年が過ぎたが、依然として韓国会社員の3人に1人が職場内いじめを経験している。職場の甲質119は先月9日から15日まで、全国の成人会社員1000人を調査した結果を発表した。

会社員の33.3%は「最近1年間に職場内いじめを経験したことがある」と答えた。「侮辱・名誉毀損」（22.2%）、「不当な指示」（20.8%）、「暴行・暴言」（17.2%）、「業務外の強要」（16.1%）、「いじめ・差別」（15.4%）の順だった。

劣悪な環境で働く「労働弱者」ほど、より頻繁に、より激しくいじめに遭った。労働時間が「52時間以下」の場合、10人中2～3人がいじめを経験したが、「52時間超過」の場合、48.5%がいじめを体験した。いじめの深刻さのレベルを尋ねる質問でも、収入が「月150万ウォン未満」の回答者（60.0%）が、「月500万ウォン以上」の回答者（32.4%）よりも、「非正規職」（52.9%）が「正規職」（44.6%）よりも、「5人未満事業場」の労働者（56.5%）が「300人以上事業場」の労働者（41.9%）よりも、深刻性を大きく感じると答えた。2023年7月10日 京郷新聞 チョ・ヘラム記者

■30代のサムソン半導体労働者、死亡後に「労災の判決」

ソウル行政裁判所はシン・某さん(34)が勤労福祉公団に対して起こした療養不承認処分取り消し訴訟で、7日、原告勝訴判決を行った。訴訟の提起から1年6ヵ月目のことだ。

2014年7月、サムソン電子メモリー事業部に入社したシンさんは、華城工場の半導体生産ラインでエッチング工程のエンジニアとして働いた。設備を配置・調整する「セットアップ」業務と「予防的メンテナンス」、故障時の整備などを主に担当し、約1年8ヶ月間働いた後、2016年3月に退社した。

5年経った2021年3月、「急性骨髄性白血病」と診断され、同年6月に勤労福祉公団へ療養給付を申請した。作業の過程で、ベンゼン、ホルムアルデヒドなどの発がん要因に複合的にばく露したからだ。シンさんは、特に「Sub-FAB(半導体生産ラインが稼動するMain-FABの下部空間)」にもよく出入りした。化学物質の浄化設備とダクト管、電気ケーブルなどが密集した空間だった。生産ラインにない有害物質に曝される確率が高かった。

公団はシンさんが2014年に入社し「半導体従事者推定原則」に該当しないという理由で不承認とした。雇用労働部は適用対象者を2011年1月1日以前の入社者に限定した。

これによって追加の疫学調査も実施されなかった。シンさんは昨年1月に訴訟を起こしたが、11月19日、結果が出ないままに亡くなった。闘病1年9ヵ月目だった。母親が訴訟を引き継いだ。

鑑定医は、△電離放射線・ベンゼン・ホルムアルデヒドの影響が微小、△夜間労働の白血病発病への影響の根拠の不存在、△化学物質の白血病誘発物質の未確認など、業務上災害を否認する所見を出した。

しかし、裁判所はシンさんが△有害化学物質にばく露、△極低周波磁場、△交代勤務な

どの有害要素で白血病が発病したと見て、シンさん側に軍配をあげた。裁判所は「半導体製造工程の勤労者たちのがん発病の増加によって作業環境が改善されたという事情を考慮しても、故人が勤務した当時、発がん物質と認められていたり、相当に疑われる物質が使われていた蓋然性が高い」と判示した。

2023年7月11日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■父親の墜落死に続き、息子も墜落死「労災」労働者父子、20年の悲劇

三湖邑の某造船関連の業者で吹付工(鉄板を臨時に仮溶接をする労働者)として働いていたAさんは3日午前11時10分頃墜落事故に遭った。Aさんは大型造船所に船舶ブロックを製作して納品する会社の下請け業者の所属だった。

Aさんは事故当時、船舶ブロックに付着された「道具積載棚」を溶接機で解体する作業をしていた。重さ230kgの棚の上に上がって作業していたところ、突然棚が崩れて2.2mの高さから墜落した。病院に運ばれたが二日後の5日脳出血で亡くなった。

当時、Aさんは一人で作業をしていた。産業安全保健基準によれば、100kg以上の重量物を解体する時は、作業計画書を作成し、指揮者の立会いの下で作業をしなければならない。

Aさんの遺族が労働災害で家族を失うのは今回が二回目だ。左官工だったAさんの父親(56歳)は2003年11月29日、ソウルのある建設現場の高層階で働いていて、墜落して死亡した。

全南労働権益センターのムン・ギルジュセンター長は「Aさんと父親が同じタイプの事故で死亡したということは、この20年間、

韓国の労働現場が変わっていないということを示している」と指摘した。雇用労働部の統計によれば、2022年に全国の産業現場で労働者874人が亡くなった。このうち最も多い322人(36.8%)がAさん親子のように「墜落(転落)事故」で死亡した。2023年7月11日 京郷新聞 カン・ヒョンソク記者

■ケア労働者の5割、暴言・暴行の労災被害を経験

京畿道のある民間保育所で子供たちのケアをする九年目の保育士のSさんは、一年中風邪をひいている。免疫力の弱い乳児を保育するため、風邪のような伝染性のある疾患に何度も曝されるためだ。最近では発達障害のような境界線上の乳幼児が増え、子供たちの突発行動に、教師たちがどうすることもできないケースが多くなった。子供と目を合わせて話すと頬を殴られたり、目を指で刺されたりした同僚もいる。椅子を投げたり噛んだりする子供もいるが、他の子供たちまで怪我をするのではないかと心配され、保育士は黙々とその場を守る。Sさんは「子供が好きで保育教師になったが、保育園は、労災申請に関する話は口にも出せないようにする」「保育教師が直接労災を申請すると、退職を求めたり解雇することも多い」と証言した。彼女は「母親が幸せでなければ子供が幸せでないよう



に、保育士が幸せであってこそ保育園の乳幼児も幸せだ」「勤務時間中に診療を受け、労災を自由に申請する基本権が保障されることを願う」と訴えた。

ケア労働者の二人に一人は、サービスの対象者から暴言や暴行などの労災被害を受けているが、積極的な保護措置を受けた経験のある労働者は1割だと調査された。ケア労働者たちは、「病気なら休む権利」を保障されるために、保健福祉部が実態調査と対策作りに積極的に取り組むべきだと口を揃えた。

公共運輸労組と正義党のカン・ウンミ議員は11日午前、国会議員会館で「ケア労働者の健康実態調査発表とケア労働者の健康権保障」討論会を行った。労組は先月7日から30日まで、労組内のケア労働者(療養保護士・障害者活動支援士・保育教師・社会福祉士)526人を対象に、オンラインアンケート調査を実施した。一部の回答者の面接調査も行った。

ケア労働者の半分近くは、年次休暇や病気休暇、退職のときに代替要員が投入されなかった。業務上災害という認識も低いことが分かった。78.9%の回答者が労災の経験がないと答えたが、60.4%は筋骨格系疾患を患っていた。回答者の47%は、サービスの対象者からの暴言や暴行を経験していたが、これを労災と認識する人は少なかった。暴言・暴行を経験しても、使用者がサービスの利用者を退所させたり、不利益を与える積極的な措置を執るケースは、7.4%に過ぎなかった。2023年7月12日 毎日労働ニュース チョン・ソヒ記者 (翻訳：中村猛)



前線から

田辺市第三者委員会開始

和歌山

2018年に台風の対応後、脳出血で亡くなった中野典昭さんが公務災害に認定された件について、田辺市第三者調査委員会の委員が決定し、第一回の委員会が開催された。

中野さんの死亡の原因となった業務に関して事実関係を調査するために、昨年、中野さんご家族が田辺市役所に第三者委員会を設置するように求めていた。

今年3月、田辺市議会で「田辺市平成30年台風第20号災害対応に係る第三者調査委員会条例」案が出され、無事条例が成立した。

4月1日に「第三者調査委員会事務局（以下、事務局）」が設置され、委員の選定に入った。

田辺市によると、これまで田辺市とのかかわりが全くない人選をしたいということで、大阪弁護士会などに委員の推薦を依頼する予定だった。

6月になり、事務局から遺族に連絡があった。

委員の選定が終わり、第一回の委員会開催のめどがたった。そのお知らせと、委員が最初に遺族と顔合わせをしておきたいということだった。

日程調整を行い、7月2日の第一回委員会ののち、非公式に委員と面談することが決まった。

委員は、大阪弁護士会の東尚吾弁護士、安部将規弁護士、関西大学社会安全学部の越山健治教授で、安部弁護士が委員長に選出された。

中野さんご家族は7月2日、委員らと面談し、要望書を提出した。

委員の方々からは、この第三者委員会に前向きに取り組む旨の言葉があった。委員は、これまでの経験から、行政からどれだけ情報提供してもらえるにかかっており、情報が制限

されれば難しいということも踏まえながら、できることをしたいということだった。

遺族から、職員などに尋ねてもわからない場合はどのように判断するのかという質問があった。委員は、弁護士の仕事の中でも同様の問題に直面するが、様々な資料を提供することから関係者の記憶を呼び覚ますなどといった手法を使うこともできる、といった具体的な返答を行った。

中野さんご家族は、第三者委員会開催まで田辺市と大変なやりとりを行い時間もかかったため、「やっと」との思いが強く、ともかく、結果を出してくれるのか、冷静に見守る姿勢である。

2023年7月2日
田辺市第三者調査委員会
委員長 様

要 請 書

委員のみなさまにおかれましては、ご多忙のところ、田辺市の第三者調査委員会の委員をお引き受けいただき、公務災害で死亡した中野典昭の遺族として、お礼

申し上げます。

私たちは大切な夫、あるいは父親を失ってから、大きな悲しみを抱いたのち、その死について様々な疑問を持つようになりました。

亡くなる前に本人から聞いた、台風の対応がとて大変であったこと、さらに上司の副市長が現場にいなかったことなどから、業務による負荷が大きな原因ではないかと思いました。しかしながら、公務災害請求を行おうとすると、役所の複数の人から請求を妨げるような言動がありました。最終的に公務災害請求はできましたが、田辺市役所からは当時の状況について何ら説明もなく、私たち自ら役所に出向き、複数の職員に聞き取りをしてまとめた書類を、請求書に添付しました。

死亡の1年10か月後に公務災害として認定されましたが、その時も田辺市からは何ら追悼や慰労する言葉もなく、事務手続きが行われたのみでした。

こういった出来事により、私たち遺族は故人の死を受け入れるどころか、家族としてどうすれば良かっ

たのか自責の念にとらわれたり、田辺市に対して皆さんの疑問がわき上がり、苦しむことになりました。

その結果、昨年、田辺市長宛に疑問点について回答いただくよう申し入れを行い、その回答をいただき、何度かやり取りをしましたが、私たちが知りたいことは明らかにはなりませんでした。

当事者同士の話し合いに限界を感じたため、第三者委員会の設置を要望いたしました。

委員長さまはじめ、委員のみなさまには、私たち遺族の疑問に答えて、実際の状況を明らかにし、問題点をご指摘いただき、また今も働く職員の方達のために、それを生かした改善対策をご提言いただけることを期待しております。

調査を開始されるに当たって、以下のことについ

ても、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1 第三者調査委員会条例2条の所掌事務に携わるに当たって、

- (1) 特に、被災者中野典昭が死亡した原因となったと思われる負荷要因について究明すること
- (2) (1)で究明した負荷要因が発生した原因を解明すること
- (3) 既に退職などで田辺市役所に所属しなくなった関係者についても、現職職員と同様に、聴取・調査できるように、尽力すること
- (4) 本件公務災害の再発防止のために、実効的対策を提言すること

以上

連合大阪労働安全衛生センターが理事会

JR西日本「祈りの杜」見学も

大阪

連合大阪は6月20日に労働安全衛生センター

の2023年度第1回理事会を開催した。研修に先立ち、午後2時からJR西日本尼崎駅近くの「祈りの杜」を見学した。同施設は、2005年4月25日に福知山線の塚口駅と尼崎駅間で脱線事故を起こし、106名の死亡、500名を超える負傷という犠牲があった現地をJR西日本が保存し、遺族や被害者の意向に沿う形で慰霊碑を設置しているもの。

この列車事故発生以降、同社の労働者で組織するJR西日本労組の各支部は、毎年安全の日を設定して安全研修を行うなどの取り組みを行っている。この日は連合大阪の他産別の安全衛生担当者の見学の機会を設

定したもの。

引き続き開催された安全衛生センター理事会では、連合本部労働法制局より田中百合さんが「第6次連合労働安全衛生取り組み指針（2023～2027）」について報告を行った。連合は1999年に最初の5か年計画を策定、それ以降、政府が策定する労働災害防止計画にあわせて策定することにしている。当初の計画は、中小企業の安全衛生対策強化という鮮明な目標を掲げた取り組みが行われたが、近年の計画は概ね政府の計画にあわせた内容が目立つものとなっている印象が強い。取り組みの活性化が期待されるところだ。

ク」というものをご存じだろうか。ブラックと言っても別に富山が労働環境最悪という意味ではなく、富山のご当地ラーメンの名前である。名前の通り、スープが真っ黒なラーメンだ。ではなぜ黒いのかというと、スープに特殊な具材が使われている、というわけではなく、単に、醤油と胡椒がたっぷり入っているのである。当然味は濃い。私は今回、4人連れでラーメン屋に入ってこれを食べたのだが、私を含めた3人がしょっぱすぎる、辛すぎると文句を言っていた（1人はけろりとしていた）。

さて、後々富山ブラックについて調べてみると、興味深いことが分かった。別に富山に、大昔から伝統的に醤油ドバドバの汁物を食べる習慣があったわけではないようなのだ。ではなぜこんな料理ができたかという、発端は1945年の富山大空襲である。終戦後、焼けた町の復興のために、きつい肉体労働をしていた人々向けに、とある料理屋が、塩辛い味付けで、ご飯のおかずとしてラーメンを出していて、それが定着し

富山アスベスト被害相談会 & 患者と家族の集い 参加レポート

富山

1. ブラック料理

6月11日、富山県民共生センターサンフォルテにて、「富山アスベスト被害相談会 & 患者と家族の集い」が開催された。私は手伝いとしてその行事に参加

させてもらったので、その参加レポートを記す。

と言いつつ、いきなり余談で申し訳ないが、参加レポートの前に、1つ、紹介したいものがある。

皆さんは、「富山ブラッ

たものということだ。要は、富山ブラックは、ブラックな環境を厭わず富山復興のためにがんばった労働者のためのラーメンだったのである。実は労働活動に携わる者として敬意を払うべき食べ物だったのだ。文句を言って申し訳ない。今度食べるときは、ちゃんと、汗を大量にかくほど必死に働いた後に、ご飯と一緒に食べようと思う。

2. 相談会 事前準備とその結果

相談会当日、私は会場である市民会館に、午前9時ごろ到着した。

割り当てられた部屋には、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北陸支部担当の成田さんがいた。彼と一緒に横断幕の準備や、会場設営を行った。

実は、これで、今回の私の仕事はほぼ終了した。私は、相談の対応はまだできないので、成田さんと酒井さんが相談するのを後ろで聞かされた。あとは、新幹線代を無駄にしないよう、聞きながら勉強である。

さて、今回、相談会を開催するにあたって、マスクミへの宣伝として、2つの

ことを行った。

1つ目は、地元の新聞への掲載である。当日の北日本新聞朝刊に、相談会の紹介記事を載せていただいたのである。一面トップ記事ではなく、地域面の、段組みの1段のうち1/3程度の小さい記事だったが、成田さん曰く、紹介記事としては大きい方だということだった。個人的には、殺人事件や強盗事件などを大きく載せるぐらいなら、アスベスト被害相談会の記事をどかんと載せた方が人のためだと思うが、なかなかそうはいかないようだ。

2つ目は、NHKの取材である。相談はその日の夕方まで受け付けていたのだが、その午前の様子を撮影して、12:00のニュースとして流していただいたのだ。そのニュースは、原稿を書いている2023年8月23日現在、webで見られ

たので、ぜひチェックしてみしてほしい。

さあ、その効果はどうだったのか。

相談者は、総勢4名だった。

私は少ないなと思ったが、成田氏の感覚としては、コロナで期間も空いたし、まあこんなものというくらいらしい。ただ、今回、事前に記者会見せず、報道陣に宣伝してなかったそうで、反省されていた。それをやっておけば、もっと相談が来ただろうとのことだ。

各々の相談内容についてだが、簡単にまとめると、1名は建築に関わる仕事をしていて、中皮腫と診断され、今後に関する相談、2名はアスベストとは関係ない相談、1名はどういった内容だったか聞いていない。今回は、半分以上がアスベスト疾患とは関係なさそうな相談だったが、相談



会としてはそれでいいのだと思う。相談するまでアスベストと関係ないのかはわからないことが多いし、そもそもアスベストと関係なくても、本人が何かで困っているのは確かだろうから、自分で抱えずに気軽に相談してきてほしい。実際に相談を受けていないものが、偉そうに何をぬかすと怒られそうだが。

また、直接訪問か電話かと言うと、訪問2名、電話2名だった。私は電話の方が多いだろうと思っていたので、これは意外だった。やはり対面の方が話しやすいのだろうか。もしくは、電話で相談できるような人は、相談会を待たず、安全センターなり支援団体なりにさっさと連絡を取るのかもしれない。

まとめると、相談に来た人数はそれなりだったものの、事前の根回しをもう少しやっていたら、もっと人が集まったかもしれないということである。成田氏もNHKのニュース上でコメントしているが、富山県はアスベスト関連で労災認定された方が少なく、労災になるのか何なのかわからな

いままになっている人がかなりの数いると予想される。そういう方に来てもらうために、告知の方法や、気軽に来れるような工夫、アスベストに関心を向けてもらうためのお知らせ等を考えていく必要がある。

3. 講演会 目標は気軽に相談される人

当日の午後1時から、中皮腫サポートキャラバン隊の一員でありながら、自分も中皮腫の罹患者である、中島理事、右田理事長両名の講演会があった。

中島理事からは、ご自身の半生と、自分の腹膜中皮腫に対して、どのような治療をして、どういう効果があったのかという話をしていた。

彼は医師であるが、自分が肺がんの患者に施していた治療を、自分にしてもらうことになるとはなあという話を、微笑みながら淡々と話されていた。

右田理事長からは、中皮腫の治療について、その概要と、実際に治療を受けた時の体験談を話していただいた。

治療に関する部分は、おそらく右田氏自身がもとも

と医療に関して素人だったからだと思うが、全然知らない人向けに、かなりわかりやすく説明されていた。また、その説明や、自身の抗がん剤の副作用の話などを、冗談を喋っているみたいに明るく話されていた。

両名とも、現在の医療技術では治らないと言われている病気にかかっているのに、この陽気さはなんなのだろう。私が思うに、やはり、お互いの病気について励ましあえる仲間がいるのが大きいのではないだろうか。相談会のところでも、気軽に相談してほしいということを書いたが、私は、誰かに胸中を吐き出すのは、鬱々とした考えを止めて、前向きに物事を考える最高の方法だと思っている。今回の相談会では後ろに控えていただけだったが、今後、アスベストに限らず、いろんな相談を気軽にされて、こなししていけるような人になりたい。

ちなみに、右田理事長の講演の途中で、私は少し居眠りしてしまい、講演後に氏から睨まれてしまった。気軽相談マンの道はまだまだ遠い。(事務局 種盛真也)

働くひとの筋骨格系健康セミナー

筋骨格系疾患とは、筋肉、腱、そして神経などに生じる痛みを伴った疾患のことをいいます。職場での作業が、反復的、継続的に不自然な姿勢で行われる場合、このような疾患が発生する確率が高くなります。

特徴的な疾患が発生する仕組み、そして予防対策と治療について学ぶ、筋骨格系健康セミナーをウェブで開催します。具体的な事例や、当事者の体験談、そして経験豊富な専門医の解説を交えながら行ないます。皆さんどうぞご参加下さい。

今回のテーマは

「介護労働者の腰痛対策」



報告： 介護施設の労働実態について

講師： 三橋 徹 医師（田島診療所所長）

日時： 9月4日（月）19時30分～21時

参加費： 無料 / オンライン開催

参加方法

参加を希望される方は、下記の連絡先にお申し込み下さい。また、右記のQRコードを読み込むことで申込みフォームにアクセスできます。事務局で受付後、ZOOMのIDとパスワードをメールにてお知らせします。



【問合せ先】

■ 関西労働者安全センター

〒550-0001 大阪市西区土佐堀 1-6-3 JAM西日本会館5階 市民オフィス内
TEL: 06-6476-8220 FAX: 06-6476-8229 E-mail: info@koshc.jp

■ NPO 法人ひょうご労働安全衛生センター

〒650-0026 神戸市中央区古湊通 1-2-5 DAIEIビル3階
TEL: 078-382-2118 FAX: 078-382-2124 E-mail: npo-hoshc@amail.plala.or.jp

7月の新聞記事から

7/2 福岡市の眼科に医療事務として働いていた元職員の30代女性が19年に適応障害を発病したのは、院長のパワハラが原因だと、労働保険審査会が福岡中央労働基準監督署の処分を取り消し、労災と認めた。裁決では、職場環境の急激な悪化とパワハラを認め、業務による強い心理的負荷と認定した。

7/4 三菱電機名古屋製作所の男性社員(35)がうつ病を発症したのは、長時間労働が原因だったとして、愛知労働者災害補償保険審査官が22年12月名古屋北労働基準監督署の不認定処分を取り消した。男性は16年に社内で起きた事故の調査を任せ業務量が急増。1カ月の時間外労働が約101時間となり、同年12月にうつ病と診断された。

7/5 2016年7月、富山県滑川市の40代の中学教諭が、部活動などの長時間労働で「くも膜下出血」で死亡し公務災害となったことで、遺族が富山県と滑川市に損害賠償などを求めた裁判で、富山地裁は富山県と滑川市に約8314万円の支払いを命じた判決を言い渡した。発症前の6か月に月平均89時間の時間外勤務に従事し、53日間で休日は1日だった。

大阪府枚方市の枚方東消防署で2021年5月、更衣室のロッカーに火をつけたとして元消防士の20代男性が懲戒免職された問題で、枚方寝屋川消防組合は、元消防士にパワハラを繰り返したとして、当時上司だった30代男性消防士長を減給10分の1の懲戒処分にした。組合は「パワハラが一因だった」としている。弁護士による「ハラスメント審査委員会」は今年6月、消防士長が21年4月から約2カ月間、元消防士に暴言を繰り返したと認定。

7/6 静岡市清水区の静清バイパスの立体化工事で、約20人が夜間作業をしていたところ、橋が落下し、作業員が巻き込まれた。7人が救急搬送され、4人が重傷で、うち2人が死亡した。

化学メーカー「永大化工」に勤務していた男性が死亡したのは、長時間労働が原因として、遺族が会社側に損害賠償を求めていた裁判が、今年6月大阪地裁で和解が成立していた。2018年4月、クレーム対応などにあたっていた男性は、くも膜下出血を発症し、死亡。直前2か月間の時間外労働は、平均月80時間超で、労災認定。会社側が遺族に謝罪し解決金9000万円を支払う。

7/7 札幌市の男性が34年前に中皮腫で死亡したのは業務で吸ったアスベストが原因だとして労災認定を受けた。死因を証明できる書類がない中、医師の証言により認定された。男性は1967年5月から2年半ほど札幌の建設会社でトンネル工事などに携わり、1988年に中皮腫を発症、1年半後に41歳で死亡。担当医が「男性が中皮腫で死亡した」と証言し、札幌中央労働基準監督署がことし1月、労災と認定した。

7/11 戸籍上は男性で、女性として生きる50代の性同一性障害の経済産業省職員が、女性トイレの利用を不当に制限されたとして国に処遇改善を求めた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷は、経産省の利用制限を認めない判決を言い渡した。最高裁が性的少数者の職場環境に判断を示すのは初めて。原告は、経産省に制限を撤廃させるため人事院に救済を求め

たが、人事院は2015年に経産省の対応に問題はないとする判定を出した。1審東京地裁判決(19年12月)は人事院の判定を違法と認めたが、2審東京高裁判決(21年5月)は原告側敗訴とした。小法廷は2審判決を破棄し、原告側を逆転勝訴とした。

7/12 海上自衛隊佐世保地方総監部は、護衛艦「じんつう」で、上司からパワハラを受けた部下の隊員が昨年1月、艦内で自殺未遂を。総監部は、パワハラをした20代男性3等海曹を同日懲戒免職とした。

7/16 清水建設の男性社員(29)が2021年8月に自殺し、今年5月に労災認定された。長時間残業があったが、勤務時間の記録を操作し、過少に申告していた。時短目標の達成が評価の対象になると上司から伝えられたことが影響した可能性がある。遺族から指摘を受け、会社は21年11月に外部の弁護士3人による特別調査委員会を設置。22年3月に、長時間労働が原因だったとする報告書をまとめ、会社は翌月、遺族に謝罪して和解した。

7/17 映画「仮面ライダーギーツ 4人のエースと黒狐」が、映画製作現場での就業環境の改善を目的に設立された「日本映画制作適正化認定制度」の認定作品第1号となり、「映適マーク」が付与された。撮影時間、休日、契約などの観点から適正かどうかを審査する制度で、今年4月1日からスタートした。

7/18 公益社団法人「三木納税協会」(兵庫県三木市)の女性職員が、男性専務理事による長時間の叱責などのパワハラで適応障害を発症したとして、加古川労働基準監督署から労災認定されていた。昨年10月12日付。女性は2020年10月、同協会に就職。専務理事から長時間の面談で業務に関係のない叱責をされ、昨年3月に適応障害と診断され退職した。

2010年に中部電力三重支店に勤務していた鈴木陽介さん(26)が自殺したのは、上司のパワハラや過重業務が原因として、母親が同社に約4700万円の損害賠償を求めた訴訟は、名古屋地裁で和解が成立した。同社が遺族に謝罪し和解金を支払う。

7/24 上司に「アウトティング」されて精神疾患を発症したとして、20代男性が労災認定された。男性は東京都内の生命保険代理店に入社。上司が男性の同意なくゲイであることを同僚に知らせ、別件で暴言も受けた。男性は精神疾患を発症。会社側は当初は「善意でやった」と説明していたが、20年10月に事実関係を認め、謝罪した。池袋労働基準監督署に労災申請し、22年3月に認定された。

7/25 中古車販売大手ビッグモーター(東京)が、上司のパワハラや残業代の未払いがあったとして、岐阜県内店舗の元店長から約2千万円の支払いを求めて岐阜地裁に訴えられていた。元店長の男性(29)は提訴後の昨年9月に事故で亡くなり、男性の家族が裁判を継続中。

7/28 大阪・関西万博でパビリオンの建設が遅れている問題で、主催する日本国際博覧会協会側が政府に対し、来春に始まる建設業界への時間外労働の上限規制を、万博に適用しないよう要望した。建設会社に取り組んできた労働時間の短縮など働き方改革に逆行するうえ、規制が形骸化するおそれもある。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6476-8220 FAX.06-6476-8229迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259